特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット　給与規程

第１章　　総　則

（目的及び適用範囲）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人おおいた子ども支援ネット（以下「法人」という。）就業規則により、職員の給与に関する取扱いについて定めるものとする。

２　前項の職員とは就業規則第５条により採用された者（以下「正規職員」という。）をいう。

３　正規職員以外の臨時的任用職員、嘱託職員、非常勤職員等の給与については、別に定めることとする。

（給与の種類）

第２条　職員の給与は、本俸・賞与・手当とする。

（給与の締切及び支払日）

第３条　給与の締切期間は、前月１日から前月末日までの１ヶ月とし、その期間分を当月２１日に支払う。ただし、当日が休日の場合にはその日前において、その日に近い休日でない日に支払う。

２　前項の規定は、賞与については適用しない。

（給与の計算方法）

第４条　欠勤、遅刻、早退又は外出等により、所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、別に定めがある場合は、その定めによる。

２　前項の場合において、従事しなかった時間の計算は、当該給与締切期間の末日において合計し、１時間未満は切り捨てる。この場合、時間単価の計算

は次のとおりとする。

時間単価＝月によって定められている賃金÷1か月の所定労働時間数

3　新たに採用された職員及び昇給した職員の給与は、発令の日から日割り計算による。月の途中での休職、退職の場合も同様とする。

4　日割りの計算の方法は、次のとおりとする。

日割り単価＝月によって定められている賃金÷1か月の所定労働日数

支給額＝日割り単価×実勤務日数

5　育児等の理由により勤務時間を短縮している職員は短縮している時間に応じて本俸・手当・賞与等を減額して支給する。

（支払方法）

第５条　給与は、通貨または職員の申出がある場合は銀行振込で職員にその全額を支給する。ただし、法令により定めのあるもの及び職員の過半数を代表する者と書面により協定したものは、これを控除して支払う。

（非常時払い）

第６条　第３条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

（１）　職員及び職員の扶養家族の結婚、出産、疾病、災害及びやむを得ない理由による１週間以上の帰郷

（２）　職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合

（３）　その他やむを得ない事情があると理事長が認めた場合

（休職期間の給与）

第７条　休職期間中の給与は支給しない。ただし、理事長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

第２章　　本　俸

（給与形態及び本俸月額）

第８条　職員の本俸は、月給制とする。

２　職員の本俸月額は、別表１で定める給料表による。

（初任給）

第９条　職員の初任給は、年齢、学歴、能力、資格の有無及び職務内容等を勘案し、各人ごとに別表２の初任給格付基準表に基づき決定する。

２　職員となる前の職歴等の経験年数については、別表 3 の経験年数換算表に基づき換算する。

（役職等級）

第１０条　役職職員の等級は別表４に基づき決定する。

２　法人内の複数事業所において役職を兼務する場合、最大３事業所兼務分の２等級増となる。

第３章　　昇　給

（定期昇給）

第１１条　本俸は、毎年４月１日付で本人の職務、技能、勤務成績、その他条件を査定し昇給する。

（特別昇給）

第１２条　勤務成績が優秀な場合等、理事長が必要と認めた場合は、定期昇給の他、特別昇給をさせることができる。

（昇給制限）

第１３条　次の各号に該当する者に対しては、昇給させないことがある。

（１）休職中の者

（２）勤務成績又は勤務能力の極めて劣る者

（３）年間欠勤率１０％以上の者

（本俸のベースアップまたはベースダウン）

第１４条　本俸のベースアップまたはベースダウンは、法人の業績、賃金構造の是正、将来の人材確保対策、一般社会の賃金情勢などを考慮し、人事政策の一環として必要であると法人が判断したときに、これを行なうものとする。

２　ベースアップ及びベースダウンの金額及び配分方法は、その都度法人が決定するものとする。

第４章　　賞　与

（賞与）

第１５条　賞与は、１２月１日から５月３１日迄・６月１日～１１月３０日迄・各算定期間において全て勤務している職員でかつ６月３０日及び１２月１０日に在職している職員に対して支給する。

２　賞与の支給額は、当法人の業績および職員の勤務成績等を考慮して各人毎に決定する。

３　賞与支給後、賞与支給月末迄に退職する職員については全額返納を求める。

４　育児休暇・介護休暇中の職員は算定期間中に勤務した月数分の賞与を支給し、月数の算定において小数点以下切り捨てとする。

第５章　　手　当

（管理職手当）

第１６条　管理職手当は、管理監督の地位にある次の者に支給する。

（１）施設長　本俸とは別に月額５０，０００円

（２）副施設長　本俸とは別に月額３０，０００円

２　前項に規定する職員には、超過勤務手当は支給しない。

３　法人内の複数事業所において施設長または副施設長を兼務している場合、最大３箇所分の管理職手当まで支給する。

４　本手当には処遇改善手当等を含む。

（超過勤務手当）

第１７条　職員に対し、法定労働時間を超えて就業させた場合には、次の手当を支払う。

超過勤務手当　（１）１か月の時間外労働について

時間単価×１．２５×超過勤務時間

（休日勤務手当）

第１８条　職員に対し、法定休日に勤務を命じた場合には、次の手当を支給する。

休日勤務手当　　時間単価×１．３５×休日勤務時間

（宿直手当）

第１９条　職員に対し、宿直勤務を命じた場合には、次の手当を支給する。

宿直手当　　４，０００円（１泊につき）

（通勤手当）

第２０条　交通機関利用者の通勤手当は、別表５に基づき決定する。

２　自転車等の交通用具利用者も前項に準ずる。

（扶養手当）

第２１条　扶養手当は、職員の収入によって生計を維持されている扶養家族を有する職員に対して支給する。

（１）未成年の子　　月額　５，０００円

２　月の途中において変更事由が生じた場合、翌月から支給金額が変更となる。

３　扶養手当の上限額は月額１０，０００円とする。

（住居手当）

第２２条　職員が世帯主の場合で、借家、借間に居住し、３０，０００円を超える家賃を支払っている職員に対して、月額１０，０００円の住居手当を支給する。

２　住居手当と扶養手当の両方は支給しない。

（資格手当）

第２３条　職員が現職種と関わる資格を保持又は取得した場合、その資格数に伴い資格別に手当を支給する。

２　支給する資格と月額は別表６に基づき決定する。

３　その他別表６に記載された資格を新規に取得した場合は１号昇給する。

（その他手当）

第２４条　この給与規程に定める手当以外に処遇改善手当、研修手当等その他手当を支給する場合がありうる。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

別表１

本俸月額

１級１号	140,000	３級１号	200,000	５級１号	260,000	７級１号	380,000	９級１号	500,000
１級２号	143,000	３級２号	203,000	５級２号	266,000	７級２号	386,000	９級２号	506,000
１級３号	146,000	３級３号	206,000	５級３号	272,000	７級３号	392,000	９級３号	512,000
１級４号	149,000	３級４号	209,000	５級４号	278,000	７級４号	398,000	９級４号	518,000
１級５号	152,000	３級５号	212,000	５級５号	284,000	７級５号	404,000	９級５号	524,000
１級６号	155,000	３級６号	215,000	５級６号	290,000	７級６号	410,000	９級６号	530,000
１級７号	158,000	３級７号	218,000	５級７号	296,000	７級７号	416,000	９級７号	536,000
１級８号	161,000	３級８号	221,000	５級８号	302,000	７級８号	422,000	９級８号	542,000
１級９号	164,000	３級９号	224,000	５級９号	308,000	７級９号	428,000	９級９号	548,000
１級１０号	167,000	３級１０号	227,000	５級１０号	314,000	７級１０号	434,000	９級１０号	554,000
２級１号	170,000	４級１号	230,000	６級１号	320,000	８級１号	440,000	10 級１号	560,000
２級２号	173,000	４級２号	233,000	６級２号	326,000	８級２号	446,000	10 級２号	566,000
２級３号	176,000	４級３号	236,000	６級３号	332,000	８級３号	452,000	10 級３号	572,000
２級４号	179,000	４級４号	239,000	６級４号	338,000	８級４号	458,000	10 級４号	578,000
２級５号	182,000	４級５号	242,000	６級５号	344,000	８級５号	464,000	10 級５号	584,000
２級６号	185,000	４級６号	245,000	６級６号	350,000	８級６号	470,000	10 級６号	590,000
２級７号	188,000	４級７号	248,000	６級７号	356,000	８級７号	476,000	10 級７号	596,000
２級８号	191,000	４級８号	251,000	６級８号	362,000	８級８号	482,000	10 級８号	602,000
２級９号	194,000	４級９号	254,000	６級９号	368,000	８級９号	488,000	10 級９号	608,000
２級１０号	197,000	４級１０号	257,000	６級１０号	374,000	８級１０号	494,000	10 級１０号	614,000

別表２

初任給格付基準表

高等学校卒	１級１号～１級２号
短期大卒	１級２号～１級４号
短期大専攻科卒	１級２号～１級５号
４年制大学卒	１級３号～１級６号
大学院卒	１級４号～１級８号

別表３

経験年数換算表

保育・福祉経験４年未満	なし
保育・福祉経験４年以上８年未満	＋１号
保育・福祉経験８年以上１２年未満	＋２号
保育・福祉経験１２年以上１６年未満	＋３号
保育・福祉経験１６年以上２０年未満	＋４号
保育・福祉経験２０年以上	＋５号

別表４

役職等級

施設長	５級
副施設長	４級
主任	３級
リーダー	２級
複数施設役職兼務	＋１級～＋２級

別表５

距離	手当額	課税・非課税
０キロ以上２キロ未満	２，０００円	課税
２キロ以上１０キロ未満	４，０００円	非課税
１０キロ以上１５キロ未満	６，０００円	非課税
１５キロ以上２５キロ未満	１０，０００円	非課税
２５キロ以上３５キロ未満	１６，０００円	非課税
３５キロ以上	２０，０００円	非課税

別表６

資格	月額
保育士	1,000 円
教員免許	2,000 円
介護福祉士	2,000 円
社会福祉士	2,000 円
臨床心理士	2,000 円
児童福祉司	2,000 円